

令和7年度（2025年度） 指定居宅サービス事業者、指定障がい福祉サービス事業者等への運営指導状況

※有料老人ホーム等を実施した、運営指導に相当する立入検査を含む。

1 運営指導実施状況

対 象 事 業 者		対象事業数	実施事業数
介 護	指定居宅サービス事業者等（地域密着型サービス・施設サービス・有料老人ホーム等を含む）	1,142	190
障がい	指定障がい福祉サービス事業者等（地域生活支援事業を含む）	681	72
障がい	指定障がい児通所支援事業者	187	19

※ 対象事業数は、各事業者が実施しているサービス事業数の合計を計上しています。

2 運営指導における主な指導事項

対象事業者別	指 導 事 項
介護・障がい	重要事項説明書の内容と運営規程の内容が相違している。
介護・障がい	個人情報の使用について、利用者の家族から文書による同意が得られていない。
介護	高齢者虐待防止に係る取組が不十分。
介護	感染症の予防及びまん延の防止のための研修や訓練がされていない。
介護	区画変更を行っているが、市に届出をしていない。
介護	居宅サービス計画の内容に適合した個別サービス計画を作成していない。
障がい	重要事項説明書の記載内容に不備がある。
障がい	個別支援計画の作成に係る会議（個別支援会議）の記録内容が不十分である。

※ 指導事項については、事業者から提出される改善報告書及び事業所への訪問等により、当該事項の改善状況を確認しています。

3 運営指導における主な報酬返還事由

対象事業者別	報 酬 返 還 事 由
介 護	全ての訪問介護員等に個別の研修計画を策定し、研修を実施する必要があるが、出来ていないにも拘わらず、特定事業所加算が算定されている。
介 護	看護職員が1人以上配置されていない日に、中重度者ケア体制加算が算定されている。
障がい	個別支援計画が作成されていない期間がある。（個別支援計画未作成減算）
障がい	利用児童数に応じた基準人員が配置されていない日に児童指導員等加配加算が算定されている。

※ 報酬の返還については、事業者から提出される点検結果一覧表等により、返還の状況を確認しています。